

「奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例」他5条例を制定しました。

平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次一括法 平成23年法律第37号）」により、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）※平成25年4月1日より名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律になりました。」が改正され、これまで国が省令にて定めていた指定障害福祉サービスの事業や障害者支援施設等に関する基準について、奈良市の条例（6件）を制定することになり、平成25年3月市議会で議決され、平成25年3月28日公布、平成25年4月1日施行という運びとなりました。

本市では、平成25年4月1日から、制定した以下の6条例に基づき指定障害福祉サービス事業者等の指定等を行います。

事業者の皆様におかれましては、基準条例の内容をご理解の上、遵守いただきますようお願いいたします。

1、制定した6条例

①	<p>奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成30年奈良市条例第23号)</p> <p>※国が定めていた省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）</p>
②	<p>奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成30年奈良市条例第24号)</p> <p>※国が定めていた省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）</p>
③	<p>奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成30年奈良市条例第25号)</p> <p>※国が定めていた省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）</p>
④	<p>奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成30年奈良市条例第26号)</p> <p>※国が定めていた省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）</p>
⑤	<p>奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 (平成30年奈良市条例第27号)</p> <p>※国が定めていた省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの人員、整備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）</p>
⑥	<p>奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成30年奈良市条例第28号)</p> <p>※国が定めていた省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの人員、整備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）</p>

2、6 条例の概要

本市の独自基準として、以下の内容を制定しました。この独自基準以外の部分は、これまで国が定めていた各省令に基づき、同様の基準で制定しています。

◇奈良市独自基準

【一般原則若しくは基本方針】

内容	趣旨
運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない旨を規定	暴力団の排除
対象条例	①～⑥の条例

【申請者の要件】

内容	趣旨
指定障害福祉サービス事業者の申請者は、法人とする旨を規定	法で規定されていたものを継承
対象条例	①、②の条例

【勤務体制の確保等】

内容	趣旨
事業者等は、従業員に対し、その能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うよう努めなければならない旨を規定	従業員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の整備を促進するため
対象条例	①～⑥の条例

【報告】

内容	趣旨
サービスの質の向上に関する施策の推進を図るため、市長が別に定めるところにより、サービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときには、事業者は協力しなければならない旨を規定	サービス提供の状況等を把握・分析し、サービスの向上に繋げる施策の推進を図るため
対象条例	①～⑥の条例

【管理者】

内容	趣旨
日中活動系サービス事業における管理者について、常勤の管理者を配置しなければならない旨を規定	常勤職員による配置を明確化し、訪問系及び居住系のサービス事業における管理者要件との整合を図り、適切な管理業務の遂行を担保するため
対象条例	①～③の条例

【非常災害対策】

内容	趣旨
訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨を規定	災害時等における地域住民との連携の強化
対象条例	①～⑥の条例

【非常災害対策】

内容	趣旨
事業者は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない旨を規定	災害時の対応を強化するため
対象条例	①～④、⑥の条例

【身体拘束の禁止】

内容	趣旨
身体拘束を行う場合に関し、緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない旨を規定 身体拘束記録に『「緊急やむを得ない理由」について検討した過程等』を記載しなければならない旨を規定 身体拘束等を廃止するために研修を実施する旨を規定	判断過程の客観性及び慎重性を確保し、利用者の権利擁護の実現に資するため
対象条例	①～⑥の条例

【設備】

内容	趣旨
訓練・作業室における訓練・作業に支障のない広さについて、具体的に1人あたり3㎡以上を確保しなければならない旨を規定 「その他運営に必要な設備」として静養室及び更衣室を必須の設備として確保しなければならない旨を規定	県内事業所間のサービスの質の均質化と利用者の処遇確保を図るため 利用者が障害のある方であることに鑑み、利用者の体調、心身の状況に応じた適切な対応ができるよう、また利用者のプライバシーを確保するための環境整備を図るため
対象条例	①～④の条例

【設備及び備品等】

内容	趣旨
事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない旨を規定	安全性等に配慮された居室等の設置を推進するため
対象条例	①、②の条例

【サービスの提供】

内容	趣旨
事業者は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない旨を規定	利用者の食べる意欲の維持・向上を意識した献立の工夫を事業者等に促すことにより、規則的な食事の摂取による利用者の生活の質の維持・向上を図るため
対象条例	①、②、④及び⑥の条例

【地域との連携等】

内容	趣旨
その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない旨を規定	地域との連携の強化
対象条例	⑤、⑥の条例

3、6 条例の施行日

平成25年4月1日